

7．著作権の制限規定

著作権法は、第21条から第28条まで様々な権利を定めていますが、他方では、著作物の利用の性質や公益性などの観点から、一定の場合の利用については、権利者の許諾を得る必要がないこととしています。これを「著作権の制限規定」と呼んでいます（第30条～第50条）。

私的使用目的のための複製、図書館での複製、引用、教科用図書への掲載のための複製、教育番組での放送、授業の過程における複製、試験問題としての複製、点字での複製、非営利無料の演奏などいろいろなケースがあります。

実際の著作物の利用に当たっては、これらの条文に該当し得るか否かを慎重に検討することが必要です。